

② 救急医療管理加算の見直し

第1 基本的な考え方

救急医療管理加算について、入院時に重症であり緊急に入院を必要とする患者に対する入院医療を評価する趣旨を踏まえ、要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 救急医療管理加算について、「経過観察が必要であるため入院させる場合」など算定の対象とならない場合を明確化する。
2. 救急医療管理加算2を算定する場合のうち、「その他の重症な状態」の割合が5割を超える保険医療機関について、評価を見直す。
3. 救急医療管理加算を算定する患者の状態について詳細を把握する観点から、患者の状態の分類について見直すとともに、診療報酬明細書の摘要欄の記載事項の定義を明確化する。

改 定 案	現 行
<p>【救急医療管理加算】 [算定要件]</p> <p>注1 救急医療管理加算は、地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該態勢を確保している日に救急医療を受け、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該患者の</p>	<p>【救急医療管理加算】 [算定要件]</p> <p>注1 救急医療管理加算は、地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該態勢を確保している日に救急医療を受け、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該患者の</p>

状態に従い、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する保険医療機関においては、本文の規定にかかわらず、入院した日から起算して7日を限度として、210点を所定点数に加算する。

- (2) 救急医療管理加算1の対象となる患者は、「基本診療料の施設基準等別表七の三」(以下この項で「別表」という。)に掲げる状態のうち一から十二までのいずれかの状態にあって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた重症患者をいい、単なる経過観察で入院させる場合や、その後の重症化リスクが高いために入院させる場合等、入院時点で重症患者ではない患者は含まれない。

なお、当該加算は、入院時において当該重症患者の状態であれば算定できるものであり、当該加算の算定期間中において継続して当該状態でも算定できる。

(削除)

状態に従い、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。

- (2) 救急医療管理加算1の対象となる患者は、次に掲げる状態のうちアからサのいずれかの状態にあって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた重症患者をいう。

なお、当該加算は、入院時において当該重症患者の状態であれば算定できるものであり、当該加算の算定期間中において継続して当該状態でも算定できる。

ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態

イ 意識障害又は昏睡

ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態

エ 急性薬物中毒

オ ショック

カ 重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）

キ 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷

ク 外傷、破傷風等で重篤な状態

ケ 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又は t-PA 療法を必要とする状態

コ 消化器疾患で緊急処置を必要とする重篤な状態

<p>(3) 救急医療管理加算 2 の対象となる患者は、<u>別表の一から十二までに準ずる状態又は十三の状態</u>にあって、<u>医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた重症患者をいい、単なる経過観察で入院させる場合や、その後の重症化リスクが高いために入院させる場合等、入院時点で重症患者ではない患者は含まれない。</u></p> <p>なお、当該加算は、患者が入院時において当該重症患者の状態であれば算定できるものであり、当該加算の算定期間中において継続して当該状態でも算定できる。</p> <p>(4) 救急医療管理加算 1 を算定する場合は、以下の内容について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>ア <u>別表の一から十二までのうち該当する状態</u></p> <p>イ <u>別表の二、三、四、六、七又は八の状態に該当する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標（P/F 比は、酸素投与前の値とする。）</u></p> <p>ウ （略）</p> <p>エ <u>重症患者の状態のうち、別表の二に掲げる状態であって JCS（Japan Coma Scale）0 の状態、別表の三に掲げる状態であって P/F 比 400 以上の状態、別表の四に掲げる状態であって NYHA I 度の状態、又は別表の八に掲げる状態（顔面熱傷若しくは気道熱傷を除く。）であって Burn Index 0 の状態について、</u></p>	<p><u>サ 蘇生術を必要とする重篤な状態</u></p> <p><u>シ その他の重症な状態</u></p> <p>(3) 救急医療管理加算 2 の対象となる患者は、<u>(2) のアからサまでに準ずる状態又はシの状態</u>にあって、<u>医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた重症患者をいう。</u></p> <p>なお、当該加算は、患者が入院時において当該重症患者の状態であれば算定できるものであり、当該加算の算定期間中において継続して当該状態でも算定できる。</p> <p>(4) 救急医療管理加算 1 を算定する場合は、以下の内容について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>ア <u>(2) のアからサまでのうち該当する状態</u></p> <p>イ <u>(2) のイ、ウ、オ、カ又はキの状態に該当する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標</u></p> <p>ウ （略）</p> <p>エ <u>重症患者の状態のうち、(2) のイに掲げる状態であって JCS（Japan Coma Scale）0 の状態、(2) のウに掲げる状態であって NYHA I 度若しくは P/F 比 400 以上の状態、又は (2) のキに掲げる状態（顔面熱傷若しくは気道熱傷を除く。）であって Burn Index 0 の状態について、緊急入院が必要であると判断した医学的根拠</u></p>
--	---

緊急入院が必要であると判断した医学的根拠

(5) 救急医療管理加算2を算定する場合は、以下の内容について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 別表の一から十二までに準ずる状態又は十三の状態として該当するもの

イ 別表の二、三、四、六、七又は八に準ずる状態に該当する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標（P/F比は、酸素投与前の値とする。）

ウ （略）

エ 重症患者の状態のうち、別表の二に掲げる状態に準ずる状態であってJCS（Japan Coma Scale）0の状態、別表の三に掲げる状態に準ずる状態であってP/F比400以上の状態、別表の四に掲げる状態に準ずる状態であってNYHA I度の状態、又は別表の八に掲げる状態に準ずる状態（顔面熱傷若しくは気道熱傷を除く。）であってBurn Index 0の状態について、緊急入院が必要であると判断した医学的根拠

[施設基準]

六の二 救急医療管理加算の施設基準

(1) 救急医療管理加算の注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っていること。

(2) 救急医療管理加算の注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

(5) 救急医療管理加算2を算定する場合は、以下の内容について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア (2)のアからサまでに準ずる状態又はシの状態として該当するもの

イ (2)のイ、ウ、オ、カ又はキに準ずる状態に該当する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標

ウ （略）

エ 重症患者の状態のうち、(2)のイに掲げる状態に準ずる状態であってJCS（Japan Coma Scale）0の状態、(2)のウに掲げる状態に準ずる状態であってNYHA I度若しくはP/F比400以上の状態、又は(2)のキに掲げる状態に準ずる状態（顔面熱傷若しくは気道熱傷を除く。）であってBurn Index 0の状態について、緊急入院が必要であると判断した医学的根拠

[施設基準]

六の二 救急医療管理加算の施設基準

休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っていること。

(新設)

救急医療管理加算2を算定した患者のうち、別表第七の三の十三の状態の患者の割合が一定割合以上であること。

別表第七の三 救急医療管理加算に係る状態

- 一 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
- 二 意識障害又は昏睡
- 三 呼吸不全で重篤な状態
- 四 心不全で重篤な状態
- 五 急性薬物中毒
- 六 ショック
- 七 重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）
- 八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷
- 九 外傷、破傷風等で重篤な状態
- 十 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又は t-PA 療法を必要とする状態
- 十一 消化器疾患で緊急処置を必要とする重篤な状態
- 十二 蘇生術を必要とする重篤な状態
- 十三 その他の重症な状態

第2の2 救急医療管理加算

1 救急医療管理加算の注1本文に関する施設基準

(1)～(3) (略)

2 救急医療管理加算の注1ただし書に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

当該保険医療機関において、直近6か月間で、救急医療管理加算2を算定した患者のうち、「基本診療料の施設基準等」の別表第七の三の十三「その他の重症な状態」の患者の割合が5割以上であること。

3 (略)

(新設)

第2の2 救急医療管理加算

1 救急医療管理加算に関する施設基準

(1)～(3) (略)

(新設)

2 (略)